

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

株式会社 ニッショウ

平成 20 年 6 月

(社)全国林業改良普及協会

## 目 次

I. 株式会社 ニッショウの概要

II. 審査経過・写真

III. 審査における判定事由書

IV. 添付資料（主な確認資料）

## I. 株式会社 ニッショウの概要

1. 申請者名称 株式会社 ニッショウ  
代表取締役 松原 章  
(所在地) 北海道赤平市字赤平 581 番地

2. 認定事業体 株式会社 ニッショウ

3. 事業内容 プレカット加工、木材製品販売

(認定対象業種) プレカット加工、木材製品販売

### 4. 沿革・概要

株式会社ニッショウは、平成6年9月に木造住宅用構造材の加工及び販売を目的に創設されたプレカット工場である。

木材商や大工・工務店を取引先として、年間約 13,000 m<sup>3</sup> (698 棟) のプレカット製品を供給しており、その取引先企業は、札幌市周辺を中心として全道に広がっている。

今回の SGEC 事業体認定への取り組みは、産地である北海道北見地方で、SGEC の取り組みが進んできていることから、消費地と繋がるプレカット工場として、SGEC 認証林産物の適正な分別・表示の一翼を担い、川下の住宅メーカー・工務店へ道産認証木材の普及拡大を図ることを目的としたものである。

### 【会社概要】

- ・設 立：平成6年9月
- ・資 本 金：30 百万円
- ・年間売上高：約 10 億円（平成 18 年 12 月～19 年 11 月）
- ・従 業 員 数：本社・工場 23 名  
札幌営業所 5 名
- ・木製品の年間取扱実績（平成 18 年 12 月～19 年 11 月）  
製品出荷量 13,262 m<sup>3</sup> (698 棟)

## 【会社沿革】

平成 6 年 9 月	イズミプレカット株式会社設立
平成 7 年 4 月	プレカット工場操業開始
平成 11 年 3 月	株式会社 ニッショウと合併
平成 16 年 12 月	株式会社 ニッショウより会社分割し、プレカット事業を承継する株式会社 ニッショウ・プレカットを設立
平成 18 年 10 月	合法木材供給事業者認定 道木連第 221 号
平成 20 年 7 月	株式会社ニッショウと再合併し、社名を株式会社ニッショウに変更

## 5. 分別・表示管理の方針

(株)ニッショウの工場敷地は約 2.8ha と広く、資材置場・倉庫も 9 棟あり、認証木材の分別に十分な条件を備えている。また、既存のラインにおける管理もプレカット工場として、注文先ごとの部材が他と混在しないよう、厳密に行われている。

今回、SGEC 分別・表示事業体認定取得に当たり、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「SGEC 認証森林から産出された林産物と、それ以外の林産物が受入・保管・加工・出荷の過程で混在しないよう、全体を統括する SGEC 認証林産物管理責任者及び分別・表示管理を担当する分別・表示管理責任者、各担当者を配置し、適正な管理体制を確立する」とし、「認証林産物生産・出荷管理計画」による専用の置き場の確保、加工期間の集中、マーキングなどによって、分別・表示の徹底を図る計画である。

また、「認証林産物の分別・表示管理体制」を定めて、従業員の研修・指導及び内部監査にあたりるとともに、専用の「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」を作成して、適正な流通情報の証明に努める管理体制を確立している。

## 【主な確認資料】

- 認定(申請)事業体の概要(会社案内)
- 認証林産物の分別・表示管理方針書
- 認証林産物の生産・出荷管理工程図(管理計画書)
- 認証林産物分別・表示管理体制図
- 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置図(概略)
- SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表(書式)

## Ⅱ. 審査経過・写真

### 1. 株式会社 ニッショウの審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、山下友一、橋場一行の3名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成20年4月21日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

5月14日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(株)ニッショウ事務所およびプレカット工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員	児島 裕
専門審査員	山下 友一
専門審査員	橋場 一行

(申請者側出席者)

(株)ニッショウ	代表取締役	松原 章
同社	取締役管理部長	前田 公昭
同社	生産部次長	伊山 昌広

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の原料の購入、保管、加工、出荷における木材の流れ、および委託加工における受け入れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・加工、出荷管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 同社プレカット工場及び原料保管庫において、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を各担当者に確認した。

## 【審査判定】

平成 20 年 7 月 1 日 / 審査委員会

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸(書類審査)
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司(書類審査)

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	宇佐美 均
同 認証審査センター	山下 友一

### (内 容)

1. 現地確認の結果及び SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. 株式会社 ニッショウの審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、株式会社 ニッショウは、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

#### 【向上目標】

1. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。（基準 3－5）
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3－6）

#### 【判定事由】

判定事由の詳細は、以下の通り。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 経営の安定性	1.1. 持続的に事業活動を行 いうる事業体である。	(株) ニッショウは、平成 6 年 9 月に木造住宅用構造材の加工及び販売を目的に創設されたプレカット工場であり、主に札幌市周辺の木材商や大工・工務店を取引先として、年間約 13,000 m <sup>3</sup> (698 棟) 以上のプレカット製品を供給している事業体である。	妥当
	1.2. 経営指標に照らし、 財務状態が健全である。	決算報告書の数値により、財務状態を確認したところ、経営は安定していると判断した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準2 認証林産物 取扱の業態	2.1. 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。	今回の SGEC 事業体認定への取り組みは、消費地と結びついたプレカット工場の立場で、SGEC 認証林産物の適正な分別・表示の一翼を担い、川下の住宅メーカー・工務店へ道産認証材の普及拡大を図ることを目的としており、SGEC 認定事業体としての適合条件を揃えている。	妥当
	2.2. 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にある。	(株)ニッショウの主な取引先は、認定事業体の「北見地方 SGEC ネットワーク」の参加会員及び認定事業体である札幌市の不動木材(株)であり、これら認定事業体と連携し、SGEC 認証材の適正な分別・表示と流通の普及拡大を図るため、プレカット企業の立場から、その一翼を担おうとするもので、今後も継続的に「SGEC 認定事業体」との取引関係が続くと判断される。	妥当
	2.3. 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である	(株)ニッショウは、工場敷地内にユーザー及び住宅建築関係者を対象とした「モデルハウス」を建設し、「工場見学会」を開くなどして、プレカット工法・木造住宅の普及・開発に意欲的に取り組んでいる事業体である。今後、これらの機会を利用して見学者に認証林産物の普及を働きかけていく計画である。	妥当
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.1. 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。	「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、受入、保管、加工、出荷の各段階を想定した「認証林産物の流通計画書」を作成している。	妥当
	3.2. 分別できる製造工程である。	(株)ニッショウの工場敷地は約2.8haと広く、9棟の資材等倉庫も十分な広さを有しており、既存のプレカットラインにおいても分別管理は行き届いている。 同社の「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の生産・出荷管理計画書」に従い、専用の置き場の確保、加工期間の集中、マーキングなどが適切に行われることで、厳密な分別は十分可能である。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.3. 認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。	認証林産物を扱うに際しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」により、「SGEC 認証森林から産出された林産物と、それ以外の林産物が受入・保管・加工・出荷の過程で混在しないよう、全体を統括する SGEC 認証林産物管理責任者及び分別・表示管理を担当する分別・表示管理責任者、各担当者を配置し、適正な管理体制を確立する」とし、「認証林産物の分別・表示管理体制」を定めて、従業員の研修・指導及び内部監査にあたる体制であることを確認した。	妥当
	3.4. 分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査を行える。	同社では、全体を統括する「SGEC 認証林産物管理責任者」を定めており、「認証林産物の分別・表示管理方針」に従い、年二回実施されている半期検査に合わせて、内部検査を実施することとしている。	妥当
	3.5. 職域で適正な内部研修を行っている。	各担当者に対する研修は新規就労時及び配置換え時に実施されている。 日常のミーティング時にも、品質管理、安全作業などとともに、認証林産物分別・表示管理方針の趣旨の徹底を図ることとしている。	向上目標
	3.6. 伝票など帳票類を作成・保存すること。 なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。	現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。 認定取得後は、認証林産物と非認証林産物とのコード番号を区別するとともに、認証林産物専用の「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。	向上目標
	3.7. 定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。	「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」を作成し、定期的に生産地・履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を5年間保存し、認証林産物の流通情報交換・開示に備えることとしている。	妥当

#### IV. 添付資料（主な確認資料）

- 認証林産物の分別・表示管理方針書
- 認証林産物の生産・出荷管理工程図（管理計画書）
- 認証林産物分別・表示管理体制図
- 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置図（概略）
- SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表（書式）